# 第5節 オーディオ録音

著作物をCD、レコード、カセットテープ、CD-ROM等の記録媒体に録音する場合の使用料は、第2節、第3節、第6節、第7節、第8節、第10節、第11節、第13節、第14節、第15節又は第16節の規定が適用される場合を除き、録音した記録媒体(以下「録音物」という。)の複製目的に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

# 1 商用複製

(1) 市販する目的で複製する場合

著作物1曲1回当たりの使用料は、次のア又はイに定める額に個数を乗じて得た額とする。ただし、1曲1回の利用時間が5分以上の場合の使用料は、5分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

- ア 定価の明示があるときは、当該録音物の定価(消費税を含まないもの)の6% をその録音物に含まれている著作物数で除して得た額又は6.1 円のいずれか多い額。ただし、利用時間が5分以上の著作物については、5分までを増すごとに1曲として著作物数を計算する。
- イ 定価の明示がないときは8.1円
- (2) BGM用に貸し出す目的で複製する場合 次のア又はイに定める額とする。
  - ア 著作物1曲1回当たりの使用料は、(4)に定める額とする。
  - イ 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、次の(ア)又は(イ) に定める額とする。
    - (ア) BGM用貸出録音物を再生する場所(以下「演奏場所」という。)を特定するに足る名称、所在地等の情報の報告がある場合
      - 1 演奏場所に供されるBGM用貸出録音物に録音される楽曲数が年間 300 曲までの場合、1 演奏場所当たり年額 1,200 円とする。

ただし、同楽曲数が年間 300 曲を超える場合は、300 曲までを増すごと に、当該額にその同額を加算した額とする。

# (イ) (ア)以外の場合

録音回数及び製作枚(本)数にかかわらず、1曲当たり年額1,200円とする。 ただし、1曲の利用時間が5分以上の場合の使用料は、5分までを増すごと に、当該額にその同額を加算した額とする。

# (3) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

# ア 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合

録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。)の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,000円とする。

# イ ア以外の場合

録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。)の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり2,000円とする。

ア及びイにかかわらず、個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、 当該額にその同額を加算した額とする。

# (4) (1)から(3)以外の目的で複製する場合

著作物1曲1回当たりの使用料は、8.1円に個数を乗じて得た額又は400円のいずれか多い額とする。ただし、1曲1回の利用時間が5分以上の場合の使用料は、5分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

### 2 非商用複製

(1) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。) の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,000円とする。

個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算 した額とする。

#### (2) (1)以外の目的で複製する場合

1(4)に定める額に50%を乗じて得た額とする。

# (オーディオ録音の備考)

#### (用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

# (ア) 商用複製

営利を目的とする者が行う複製又はそれ以外の者が有償(実費相当の額のみを受ける場合を除く。)で第三者に頒布することを目的として行う複製をいう。

# (イ) 非商用複製

教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために 行う複製など(ア)以外の複製をいう。

### (ウ) BGM

飲食店、理美容店、衣料品店等の店舗又は事業所において、当該店舗又は事業所内の雰囲気づくりのために背景的に利用される音楽をいう。

(エ) BGM用貸出録音物

BGMを提供するために貸し出す目的で製作される録音物をいう。

(オ) ブライダル等

結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。

### (本規定により難い場合の使用料)

② オーディオ録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。

# (経過措置)

- ③ 1(3)ア及び2(1)の規定において、1,000円とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは400円、2022年4月1日から2024年3月31日までは700円とそれぞれ読み替える。
- ④ 1(3)イの規定において、2,000円とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは800円、2022年4月1日から2024年3月31日までは1,400円とそれぞれ読み替える。